

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども保育課
指 摘	行政財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	行政財産使用料の納入期限については、令和3年3月18日及び19日に交付した納入通知書では、納入期限を3月31日とした。今後、富山市会計規則第39条第2項に基づき、適正な会計処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	<p>こども家庭部 こども保育課</p>
指 摘	<p>金銭出納簿及び金銭管理簿の記載において、次のような誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ア) 金銭出納簿において、収入及び支払の記録がされていないもの。</li><li>(イ) 金銭出納簿において、日付が記載されていないもの。</li><li>(ウ) 金銭管理簿において、払込未済の記載が誤っているもの。</li></ul>
措 置 状 況	<p>金銭出納簿及び金銭管理簿については、収入及び支払の記録がされていなかった箇所や日付が記載されていなかった箇所について記載した。また、記載が誤っていた箇所についても訂正した。今後、富山市会計規則第35条第1項に基づき、適正な会計処理を行ってまいりたい。</p>